



PRESS RELEASE

2023年12月28日

一般社団法人 建設技能人材機構

1号特定技能外国人向け補償制度の開始等について

1. 1号特定技能外国人向け補償制度の開始について

2024年1月1日より受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備に向けて、新たに「建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度」を導入いたします。

この補償制度により、特定技能外国人にとっては「更なる福利厚生の充実・働きやすさ向上」、受入企業にとっては「高い意欲をもった人材の雇用・定着」、というメリットが受けられます。

- ・ 1号特定技能外国人のみが補償の対象となります。
- ・ 国が運営する労災保険の給付対象となる業務災害に対して、補償を行う「上乗せ補償」です。

※この補償制度の運営にあたっては受入負担金をその原資とするため、受入企業に新たな金銭的負担は発生いたしません。

[建設分野の1号特定技能外国人向け補償制度のご案内](#)

【お問合せ先】

- ・ 補償制度専用窓口：0120-514-049
受付時間は月～金（土日祝日・年末年始除く）9時00分～17時30分
- ・ 専用問合せメールアドレス：jac-hosho@inss.jp



2. 無料日本語教室の拡充について

受講者のニーズやレベルに合わせて、受講日時やレベルなど複数の講座の中からお好みのコースをお選びいただけるよう、無料の日本語講座を拡充いたしました。また、受講対象者を、建設工事を営む企業にて就業中の「在留資格：特定技能1号」の外国人及び同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意思のある技能実習生にも拡大しました。

【コース】

- ①レベルに合わせて学べる「やさしい日本語講座」
(月・水にオンラインにて開催)
- ②オンライン・対面を併用した「サンデー日本語教室」
(日曜日に開催するコース) 対面は大阪、京都にて開催
- ③全50回のオンライン「N4～N2を目指す日本語講座」
(日本語能力試験N4～N2合格に焦点をあてたコース)

【対象者】

- ・建設工事を営む企業にて就業中の「在留資格：特定技能1号」の外国人
- ・上記①の外国人と同一企業に就業中で特定技能1号に移行する意思のある技能実習生

※企業は、所属するすべての特定技能外国人の受入れ負担金を支払っている必要があります。

※定員に達した場合、申込み順に関わらず、特定技能外国人が優先となります。

【お問い合わせ先】

- ・フリーダイヤル：0120-220353
受付時間は月～金（土日祝日・年末年始除く）9時00分～17時30分
- ・メールアドレス：nippongo@jac-skill.or.jp





3. 海外における建設分野特定技能1号評価試験の実施対象国の拡大について
海外における建設分野特定技能1号評価試験（土木、建築、ライフライン・設備）は、インドネシア、フィリピンに加えて、2023年12月より、バングラデシュ、カンボジア、インド、モンゴル、スリランカ、タイ、ウズベキスタンの7カ国での試験が始まりました。

さらに2024年2月より、ミャンマー、ネパールの2カ国においても試験を実施する予定です。受付開始は2024年1月末頃を予定しています。
今後、試験対象国が追加になる場合には、改めてWebページにてご案内します。

プロメトリック社 HP

https://www.prometric-jp.com/ssw_schedule/overseas.html

試験実施国の現地に向けた情報サイトはこちら

インドネシア語：<https://global.jac-skill.or.jp/id/>

日 本 語：<https://global.jac-skill.or.jp/jp/>

英 語：<https://global.jac-skill.or.jp/en/>

国際交流基金の無料日本語コース

みなと：<https://minato-jf.jp/>

いろどり：<https://www.irodori-online.jp.go.jp/>

